

コネクテッド・インダストリーズ税制について

－イノベーション創出に向けたデータ連携・利活用－

平成30年9月
経済産業省商務情報政策局
情報技術利用促進課

1. 政策上の狙い
2. コネクテッド・インダストリーズ税制
(データ連携・共有の円滑化に向けた措置)

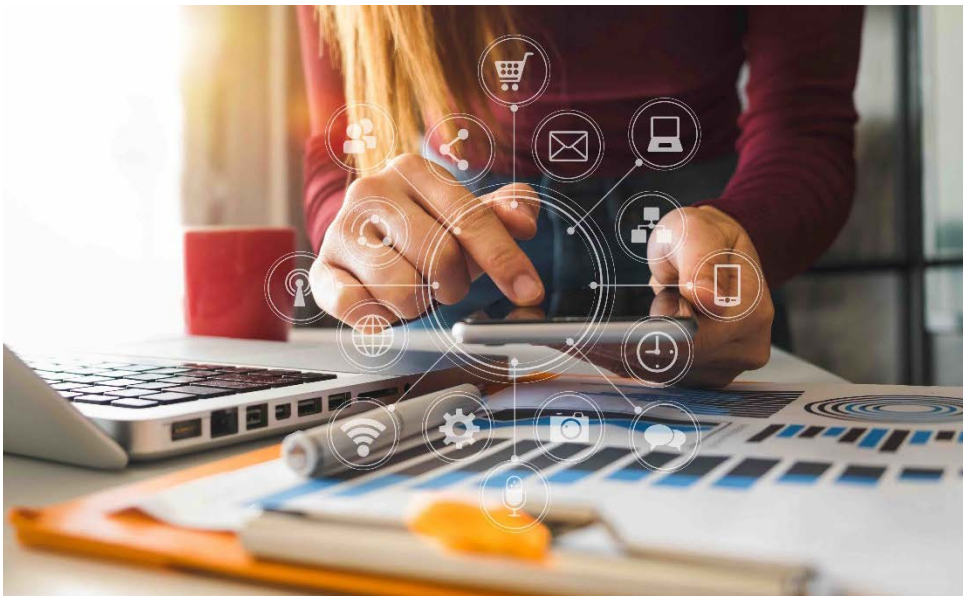
1. 政策上の狙い

2. コネクテッド・インダストリーズ税制 (データ連携・共有の円滑化に向けた措置)

ITを取り巻く現状（産業における様々な変化）

- 近年の情報技術分野における技術革新に伴い、産業構造や国際的な競争環境が急速に変化する「第4次産業革命」の下でデータ量が爆発的に増大する中、**データそのものが競争力の源泉**となってきた。
- データの価値を最大限活用することで企業の競争力を強化していることは喫緊の課題。

データが付加価値の源泉となり
プラットフォームがその付加価値を総取り



ビジネスの在り方が
短期間・破壊的に変化



Connected Industriesの考え方

～我が国産業が目指す姿（コンセプト）～

従来 事業所・工場、技術・技能等の電子データ化は進んでいるが、それぞれバラバラに管理され、連携していない

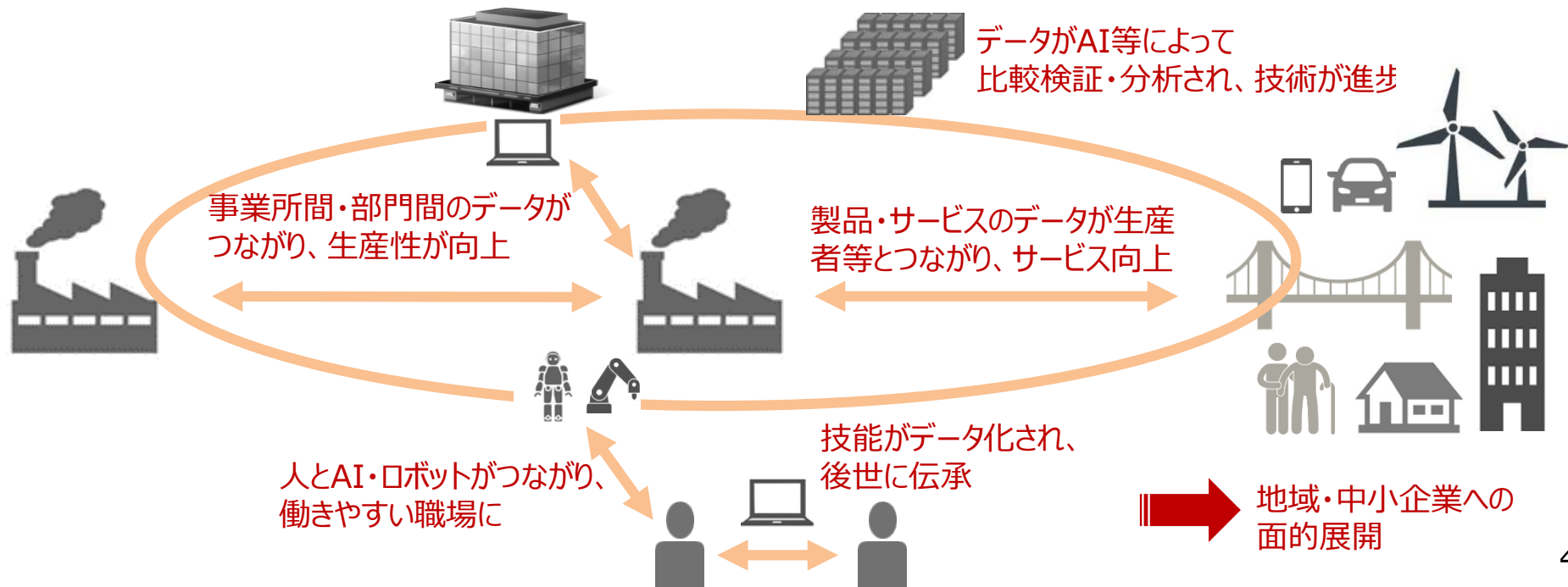
**産学官における
議論喚起・検討**

モビリティ、ものづくり、バイオ・素材、プラント保安、スマートライフなど分野別の取組

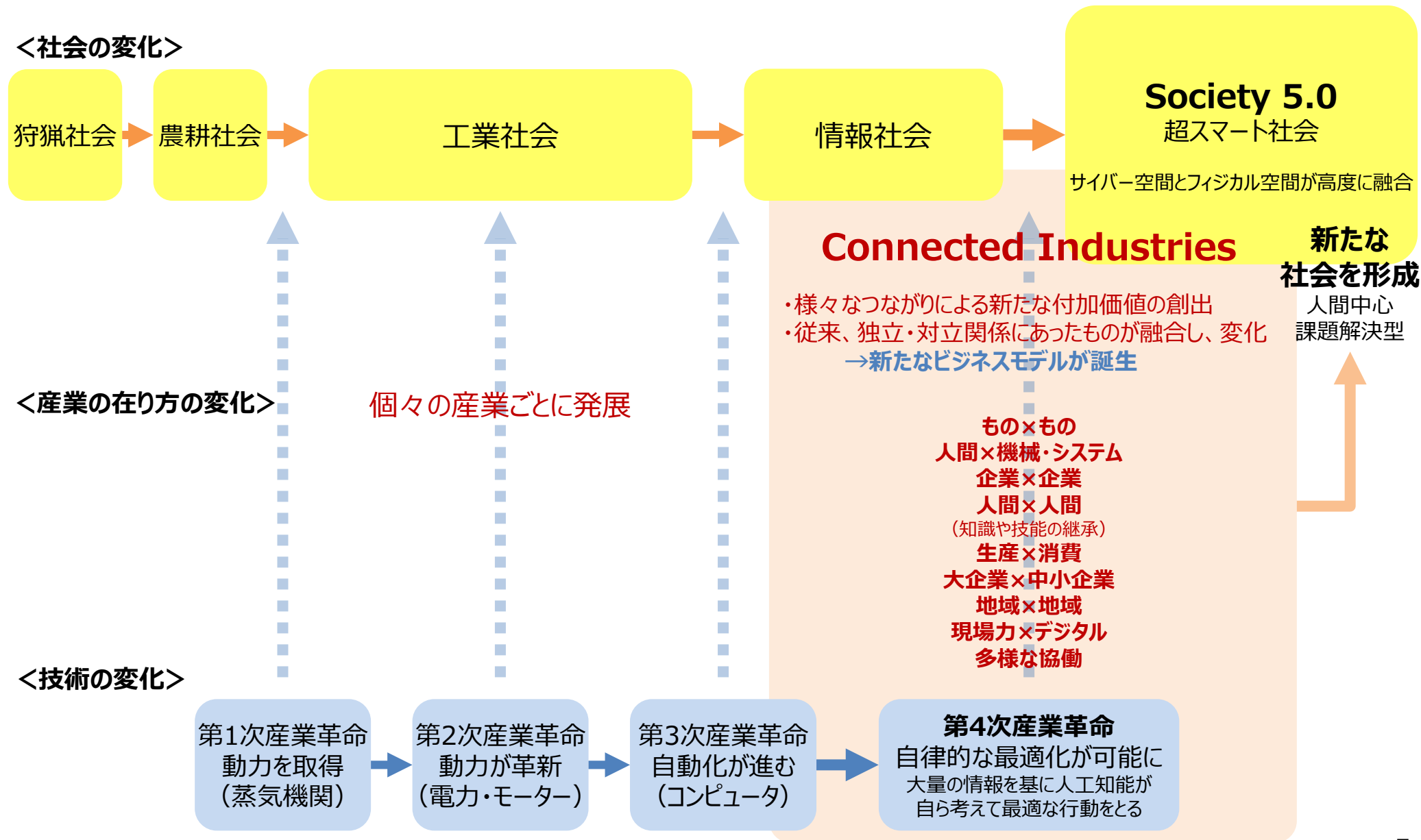
データ利活用、標準化、IT人材、サイバーセキュリティ、AI開発など横断的な取組

将来 データがつながり、有効活用されることにより、技術革新、生産性向上、技能伝承などを通じた課題解決へ

「Connected Industries」は、Made in Japan、産業用ロボット、カイゼン等続く、日本の新たな強みに



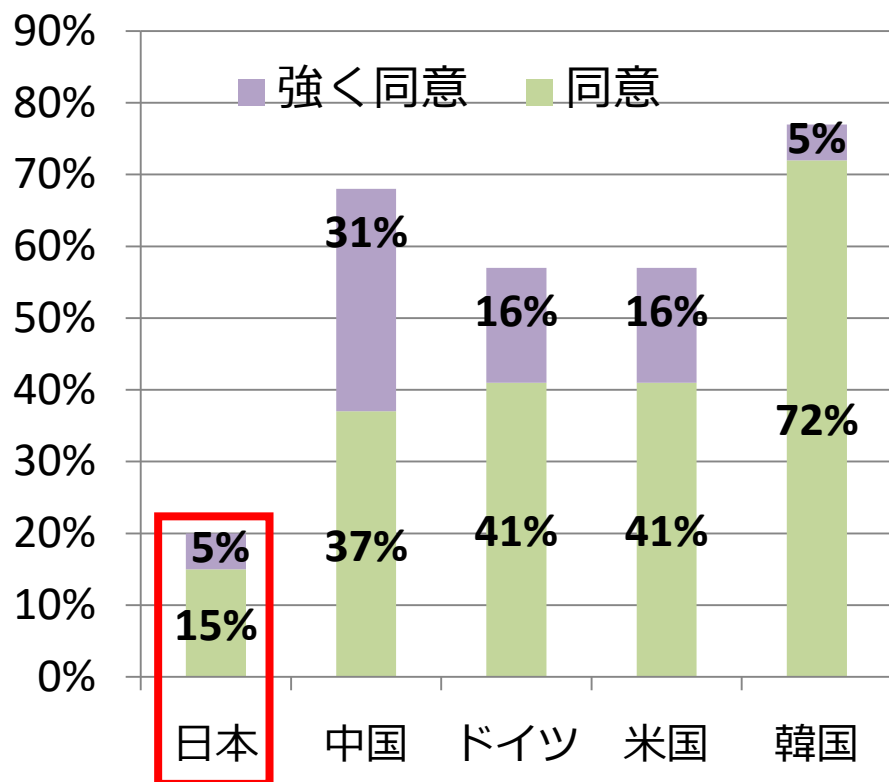
Society 5.0につながるConnected Industries



データ利活用に関する諸外国比較

- 我が国では、データの利活用が進んでおらず、**諸外国に比べて遅れをとっている状況。**
- 現状のままでは、諸外国との差が更に拡大すると予想されており、**データ利活用に向けたIoT投資の抜本的な強化が喫緊の課題。**

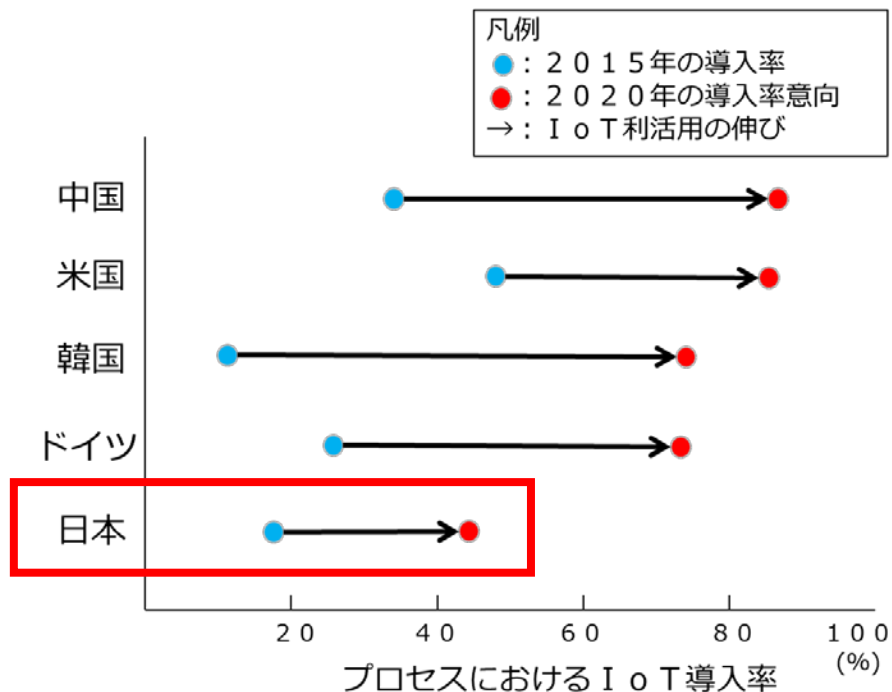
イノベーションにデータを活用していると回答した企業の割合



(出典) GEグローバル・イノベーション・バロメータ
「2013年世界の経営層の意識調査」

⇒日本は諸外国に比べてデータ活用が進んでいない。

IoT導入状況と今後の導入予測



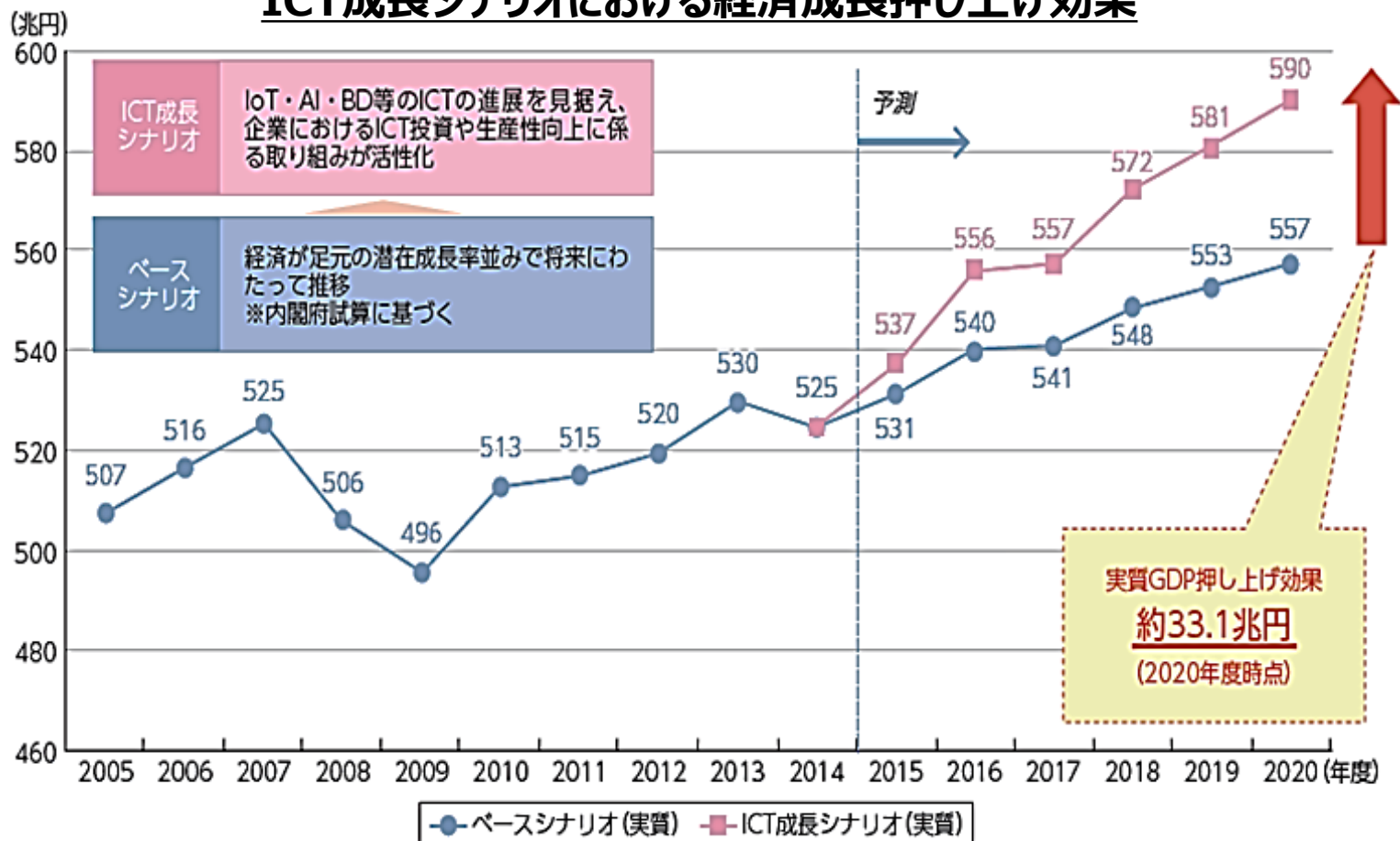
(出典) 総務省「IoT時代におけるICT産業の構造分析とICTによる経済成長への多面的貢献の検証に関する調査研究」(平成28年)から作成

⇒2020年における日本のIoT導入率は、諸外国に比べて大きく遅れをとる見込み。

I o T 等による経済成長の押し上げ

- 人手不足が顕在化する中、未来への投資を加速させ **生産性を飛躍的に高めることが急務**。
- I o T、ビッグデータ、A I など、**データを効果的に活用する情報化投資を進める**ことで、生産性が向上し、経済成長を押し上げる効果が期待される。

ICT成長シナリオにおける経済成長押し上げ効果



(参考) 新しい経済政策パッケージ ～生産性革命

2021年までの**3年間を生産性革命・集中投資期間**として
大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員する

- 目標 -

日本の労働生産性

**年2%
向上**

日本の設備投資額

**10%
増加**

2018年度以降

**3%以上
賃上げ**

我が国の**潜在成長率の向上と国際競争力の強化**を実現

※ ①我が国の生産性を2015年までの5年間の平均値である0.9%の伸びから倍増させ、年2%向上、②2020年度までに対2016年度比で日本の設備投資額を10%増加、③2018年度以降3%以上の賃上げ。ここでの「生産性」は、「労働生産性（一人あたり、一時間あたりの実質GDP）」とする。

2018年 生産性向上特別措置法制定・産業競争力強化法等を改正

2018年

2021年3月

生産性向上・集中投資期間

生産性向上特別措置法

我が国産業の生産性を
短期間に向上

産業競争力強化法

我が国産業の**持続的発展へ**

Connected Industriesの実現に向けて

第四次産業革命の進展

コネクテッド・
インダストリーズの実現



1. 政策上の狙い

2. コネクテッド・インダストリーズ税制
(データ連携・共有の円滑化に向けた措置)

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、税制措置を適用（適用期限は、2020年度末まで）。

【計画認定の要件】

- ① **データ連携・利活用**（いずれか満たすこと）
 - ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
 - ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携
- ② **セキュリティ面**

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保
- ③ **生産性向上目標**

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

 - ・労働生産性：年平均伸率2%以上
 - ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

想定事例①（自動車部品メーカー）

- 各生産ラインの設備がネットワークに繋がり、受注データと製造データを連携・分析し、生産効率を最適化させることで、新たに多品種少量生産を実現。
- 顧客からの注文データが入力されると、ネットワークで接続された各生産ラインが各製品について必要な組み立て方法や作業工程を識別し、200種類の製品の作り分けを自動最適化。少量発注の大量生産が可能となることで、生産性を最大30%向上。

導入前

- 少量発注への対応に苦慮
 - ・ 少量発注には生産コストが大きさが課題で受注することができなかった



導入後

- 少量発注に対応する多品種生産ラインを実現
 - ・ 各生産ラインが自動で生産効率を最適化するため、少量発注でも時間をかけずに大量生産が可能となり、生産性を**30%向上**
 - ・ 複雑な工程であっても従業員の習熟レベルや言語に合わせた指示が自動的に出されるため、人員の効率的な配置が可能

対象設備の例

- ✓ 生産工程の各種データを連携させるシステム
- ✓ 自動化した組立工程に使われるIoT機器 等

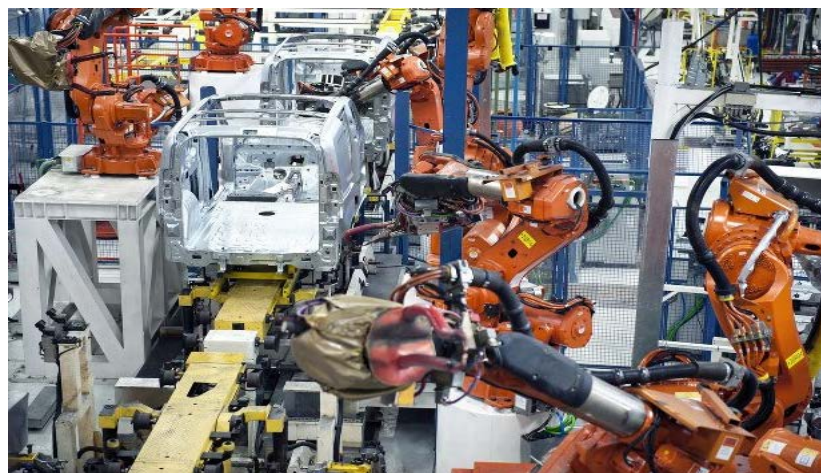
データを中心に一つのシステムで一体連携された工場設備の様子。複雑な生産であっても効率化され、少ない労働力で大きな競争力を生み出している。

想定事例② (スポーツ用品メーカー)

- スポーツ用品は流行に大きく左右されるため、新商品開発から消費者へのリリースまでのリードタイム短縮が課題。
- 靴の素材・足の形状等に関する詳細データをもとに、製造するスポーツシューズのデザインを決定し、自動的にロボットにより生産する「スピードファクトリー」を実現。
- 国内で消費者に近い位置で高品質・短時間での製造が可能となり、製造からリリースまでのリードタイムを、18ヶ月から数週間に短縮。

導入前

- 商品リリースまでのリードタイムが長い
- ・ 人件費の安いアジアでの製造に委ねていたため、消費者までの距離が長いため、商品リリースまでに18ヶ月要していた。



導入後

- 消費者の好みにあわせた個別大量生産を実現
- ・ 消費者の好みにあわせた柔軟なオーダーメイドの商品の生産を短いリードタイムで実現。
- ・ 靴・足に関する詳細データの活用、国内でのスピード生産の実現により、リードタイムを**数週間**に短縮。

対象設備の例

- ✓ 生産工程の各種データを連携させるシステム
- ✓ 自動化した組立工程に使われるIoT機器 等

想定事例③ (廃棄物処理業)

- 産業廃棄物の選別作業は、危険物の混入が原因で労働災害が発生しやすく、また作業には分別のための豊富な経験が求められるため、従業員の**安全確保**や少子化に伴う**人手不足への対応が課題**。
- **カメラやセンサー等により得られた廃棄物の素材・形状のデータを分析し、危険物を自動的に排除するロボットハンドを制御するA Iを導入**。
- これにより、人の手を使わずに危険物が自動的に分別されるため、**作業員を危険作業から解放**（**作業人員数約55%削減**）するとともに、**処理量を約6倍に向上**させることを実現。
- また、廃棄物に関するこれらの**データをA Iが学習する**ため、データの蓄積に伴い、**危険物分別の速度と精度が更に向上**していく見込み。

導入前

➤ 作業員が手作業で分別

- ・ ガラス片等で労働災害が発生
- ・ 分別には経験が必要があり、人手の確保が困難



導入後

➤ ロボットがセンシングデータを基に自動分別

- ・ 機械学習によってロボットによる高速作業を実現し、処理量が約6倍に向上
- ・ 作業員を危険作業から解放（人員数約55%削減）



←廃棄物ロボットがセンシングデータに基づいて分別を行う様子。作業員はロボットの監視業務等の**安全な業務にのみ従事することとなり、労働生産性が向上**。

対象設備の例

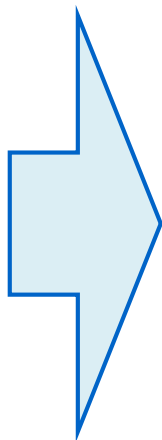
✓ センサー、ロボットハンド、A I 等

想定事例④（介護施設）

- 介護施設において、各種事務作業が多い中でも、入居者の見回り・安全確認等を欠かさず行い、親身な対応が求められる。
- 睡眠・覚醒状態や、離床、呼吸・脈拍数等の入居者の状態をきめ細かく感知できるセンサーを備え、そのデータを一元集約・記録すると共に、スマートフォンやパソコンによるリアルタイムでの把握、ナースコールシステムとの連動を実現。
- これにより、入居者からのアクションを受けてからではなく、スタッフが先手を打って対応することができるようになり、ナースコール回数の減少（一日90回→25回）、スタッフ2名分の業務時間の減少を実現し、入居者への個別ケアやスタッフ間コミュニケーションを充実化。

導入前

- 非効率的な安全確認と事務作業のバランス
 - ・ 入居者の体調管理・記録の作業量が多い中でも、十分な安全確認が必要
 - ・ 過度な「巡視」による睡眠妨害



導入後

- 入居者の安全管理の高度化と業務効率化を実現
 - ・ 入居者個別の状態をセンサーで把握し、データを自動的に管理・記録。
 - ・ リアルタイムで入居者の状態を把握でき、安全管理を高度化。（ナースコール回数減少）

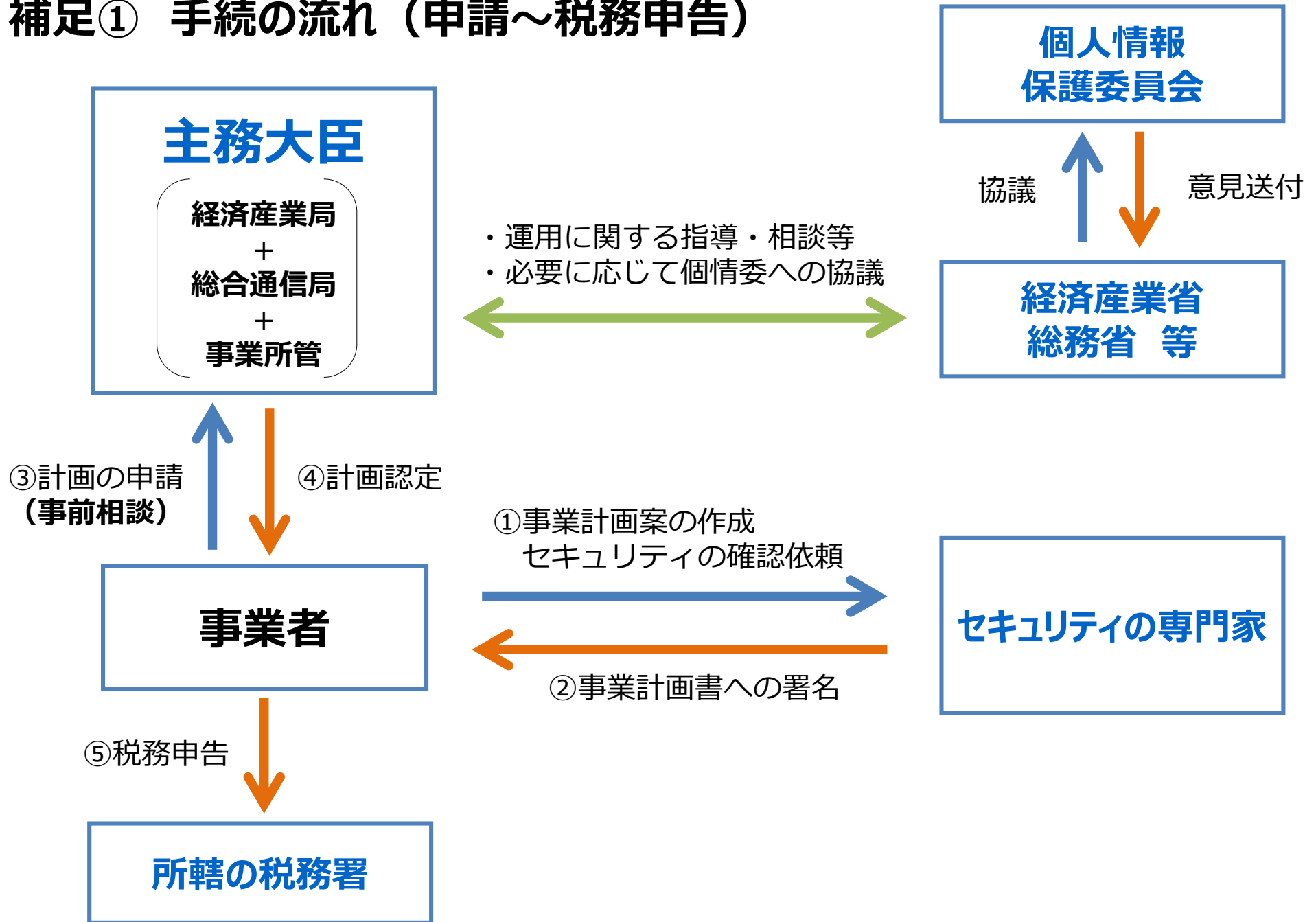


←ベッドに設置するセンサー

対象設備の例

- ✓ センサー、データ管理システム 等

補足① 手続の流れ（申請～税務申告）



補足② 質問の多い事項・注意事項

質 問	回 答
税制適用の 期間	生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）から平成32年度末まで <u>（約3年間）</u>
対象となる 事業者	業種、資本金規模の <u>制限なし</u>
税制適用の 対象 となる設備	減価償却資産のうち、 <u>ソフトウェア・器具備品・機械装置</u> ※ソフトウェアとの同時取得が必要
税制適用の 対象外 のもの	<u>認定前に取得した設備、クラウドサービス利用料、研究開発用資産</u> 等
最低投資合計額の 単位	設備単位ではなく、 <u>事業単位</u> で判断
計画の フォローアップ	<u>年に1度</u> を目途にフォローアップを実施

ご静聴ありがとうございました

コネクテッド・インダストリーズ税制

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、税制措置を適用（適用期限は、平成32年度末まで）。

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、

以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

認定要件の解説：①データ連携・利活用

- 以下の種類のいずれかに該当するデータ連携・利活用であれば対象になりえます。

【類型1-1】“企業内”での取組（IoT等の活用）

- ・ これまで取得したことのないデータ（センサーデータ等）と、社内の既存データを連携
→例）新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を実現し、生産性を向上させる取組

【類型1-2】“企業内”での取組（事業所・工場間等）

- ・ 外部のネットワークを活用して、物理的に離れた事業所や工場間のデータを連携
→例）工場間でのデータ連携により、全社ベースでの生産稼働の最適化による生産性向上の取組
事業所間で在庫データ等をリアルタイムで共有し、在庫圧縮など生産性を向上させる取組

【類型2】社外データを活用した取組

- ・ 他社や一般・公共データ等の社外データと、社内の既存データを連携
→例）サプライチェーン上の他社データ（販売等）と社内のデータ（調達、生産等）を連携させ、地域性に合わせた最適生産等を実現することにより、生産性を向上させる取組
社外の公共データ等を活用することで需要分析を高度化し、受給マッチングを向上させることで生産性を向上させる取組

【類型3】“他の法人”と連携した取組

- ・ 他社との間（企業グループ内の他の法人も含む）でネットワークを構築しデータ連携
→例）同業他社とデータ連携することで生産効率を最適化し、生産性を向上させる取組
グループ企業内の各企業間でのデータ連携により、生産・販売プロセスの全体最適化による生産性向上の取組

認定要件の解説：②セキュリティ

- 各法人においては、構築するデータ連携基盤において、登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）等※の指示等に基づき、各種のセキュリティ対策が必要になります。
- その際、登録セキスペ等※が確認する視点は以下のとおりです。

※中小企業等の場合には、ITコーディネータでも可

【取り組むべきデータの安全管理】

- (1) 以下の取組により、データ連携を行うシステムの設計についてセキュリティ確保を考慮したものとする。こと。
 - (i) データにアクセスできる人物・組織を必要最低限に制限する仕組みをとること。
 - (ii) データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないような仕組みをとること。
 - (iii) データに対する外部からの不正なアクセスに対して、必要な防御策を講じていること。
- (2) 以下の取組により、事業実施時におけるセキュリティ確保策の方針を適切なものとする。こと。
 - (i) データ連携を行うシステムに対する不正なアクセスを検知する体制を整備すること。
 - (ii) 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を明確化すること。
 - (iii) データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認すること。
 - (iv) データ連携を行うシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないか確認すること。

認定要件の解説：③生産性向上目標

- 以下の算式に基づく生産性向上の見込みを算出し、要件をクリアする必要があります。

【労働生産性について】

- ・ 対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の伸び率の年平均が2%以上となること。

営業利益 + 人件費 + 減価償却費[※¹]

※¹ 会計上の減価償却費

※² 労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間

労働投入量[※²]

(注意事項)

- ・ ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますので御注意ください。
- ・ "伸び率"の算出について、新規事業等で現状値がない場合には、合理的な算出方法で比較対象となる現状値を算出してください。

【投資利益率について】

- ・ 対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の年平均が15%以上となること。

(営業利益 + 減価償却費[※³]) の増加額[※⁴]

※³ 会計上の減価償却費

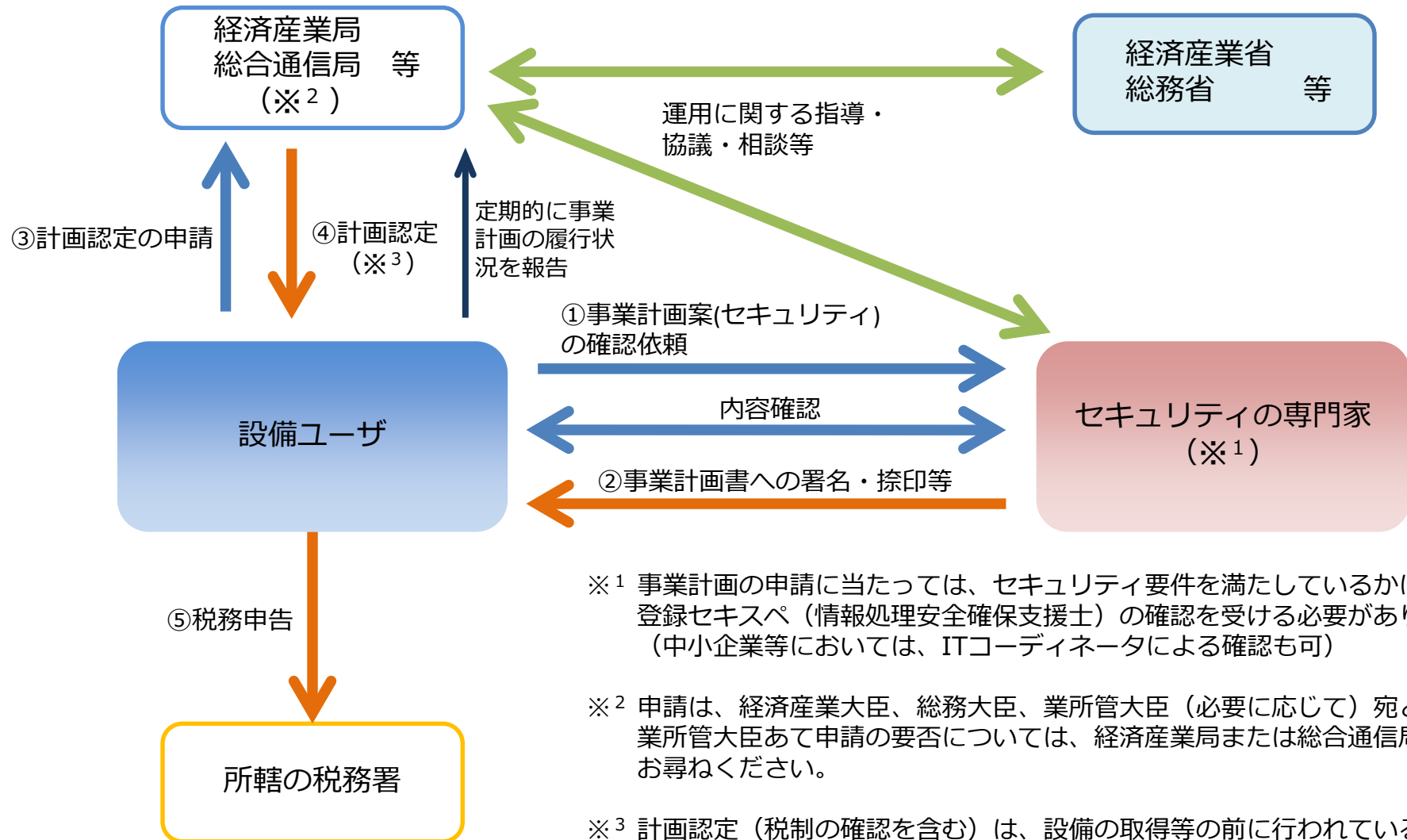
※⁴ 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※⁵ 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

設備投資額[※⁵]

手続の流れ（申請～税務申告）

- 以下の流れに従って、手続きを進めてください。



※¹ 事業計画の申請に当たっては、セキュリティ要件を満たしているかについて、登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）の確認を受ける必要があります。（中小企業等においては、ITコーディネータによる確認も可）

※² 申請は、経済産業大臣、総務大臣、業所管大臣（必要に応じて）宛となります。業所管大臣あて申請の要否については、経済産業局または総合通信局の窓口にお尋ねください。

※³ 計画認定（税制の確認を含む）は、設備の取得等の前に行われている必要があります。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(1)

No	質 問	回 答
1	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
2	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
3	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
4	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
5	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	本税制の措置期間（～2020年度）において、計画認定を受けて以降、認定計画に盛り込まれた対象設備として取得等を行い、データ連携・利活用事業の用に供し始めたもののみが対象となります。例えば、2018年度からの5か年の設備投資計画である場合、2021年度以降の設備投資があったとしても、税制措置を受けることができるのは、2018年度～2020年度の3年間に取得等し、事業の用に供したものになります。
6	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	他の税制を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税等額の15%（賃上げ要件を満たした場合には20%）を限度とすることになります。
7	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	ソフトウェアや機械等の所有権を得たこと、つまりソフトウェアや機械等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(2)

No	質 問	回 答
8	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
9	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
10	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
11	本税制の対象となる事業者に制限はあるのか。	青色申告書を提出する法人・個人であれば、業種・資本金規模を問わず対象になります。
12	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置等）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、耐用年数省令に基づき判断を行うこととなります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署まで御確認ください。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(3)

No	質問	回答
13	ソフトウェア・器具備品・機械装置以外の分類は本税制の対象設備になるか。	本税制の対象となる設備は、ソフトウェア・器具備品・機械装置に分類されるものになります。そのため、税法上、それ以外の分類（例えば車両運搬具や建物、建物附属設備等）に含まれるものは対象となりません。建機については、ブルドーザーやパワーショベルなど一部が「機械装置」に含まれるなど、対象になる可能性があります。資産分類の詳細については、社内の経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に御確認ください。
14	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。
15	税制の対象にはソフトウェア構築等に要する人件費は含まれるのか。	ソフトウェアの製作のために要した労務費は対象となる取得価額に含まれることとなっております。
16	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。
17	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転ファイナンスリース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外になります。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(4)

No	質問	回答
18	どのような設備が対象外になるか。	<p>以下に該当する設備は対象外になります。</p> <p>①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）、③以下(※)の事業の用に供する資産 (※) 試験研究、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業</p> <p>但し、②貸付設備に該当する場合であっても、共同計画に含まれる他社が保有するデータを自社も含めて、共同で利用するために利用させる場合等、一定の場合には、本税制の適用対象となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。</p>
19	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	<p>資産計上されるもののみが対象となるため、クラウドサービス利用料のように費用計上されるものは対象になりません。また、投資合計額要件の金額にも加算できません。</p>
20	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。	<p>本税制の適用対象となるためには、対象となるソフトウェアの取得等をして資産計上を行う必要があります。ただし、取得等する器具備品又は機械装置にデータ連携・利活用を行うソフトウェア機能（データ収集、分析、指示機能等）が組み込まれている場合であれば、ソフトウェアの資産計上が新たになくとも、その器具備品又は機械装置について本税制の適用対象となります。</p>
21	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	<p>設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象になります。</p>
22	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	<p>計画策定時に事業計画に係る取組に必要な設備を列挙する必要があります。対象設備に合致するか、導入予定設備の取得価額から投資合計額等を満たすか、などを確認します。</p>

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(5)

No	質 問	回 答
23	セキュリティの専門家として登録セキスペが例示されているが、他にはどういった専門家がいるか。	大企業については登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）のみがセキュリティの専門家になりますが、税法上の中小企業者等に該当する企業についてはITコーディネータも当該専門家に含むことができます。
24	セキュリティの専門家は社内にいる必要があるか。	必ずしも社内で雇用する必要はなく、システム構築等の委託先に所属する専門家や構築等に関わらない外部（第三者）の専門家でも構いません。
25	必要なセキュリティ対策とは具体的に何か。	セキュリティが確保されたシステム設計になっていること及び事業実施時のセキュリティ対策の方針が適切に策定されていること等が必要です。個別具体的な対策については、構築するシステムや運用によっても異なるため、セキュリティの専門家が十分なセキュリティ対策がとられていることを確認することとしています。
26	生産性向上要件について「一定期間」とはどの程度か。	投資した年度の翌年度から3年間です。
27	生産性向上目標要件は、事業者全体での達成が必要か。	事業計画に係る取組範囲において、生産性向上の見込みを明示していただく必要があります（事業者全体で達成する必要はありません）。
28	新規に事業を立ち上げた場合、労働生産性の伸び率はどのように算出するのか。	例えば、既存の事業で類似事業がある場合には、当該事業を参考に労働生産性の伸び率を算出する、又は、新事業の立ち上げに際してスクラップした事業を参考に算出する、ことなどを想定しています。そのどちらにも該当しない場合には、事業者全体の労働生産性から新事業による生産性向上効果を算出することも可能です。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(6)

No	質問	回答
29	最低投資合計額要件はいくら以上か。	5,000万円以上です。 なお、本要件は「事業計画単位」で判断するため、申請される事業計画に含まれる対象設備（ソフトウェア・器具備品・機械装置）が単品5,000万円以下であっても、計画単位での合計が5,000万円以上になっていれば要件を満たします。
30	賃上げは税制適用のために必須か。	賃上げは税制適用の要件ではありませんが、当該要件をクリアすることで税制措置が上乘せされ、税額控除率5%（上限額も法人税額の20%まで引上げ）を適用することができます。
31	計画の策定単位は、事業者全体か、それとも事業単位か。	計画の策定単位は、事業単位です。具体的には、データ連携・利活用に資する設備導入の目的に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率や労働生産性を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するための必要最小限の単位とします。
32	一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。	可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。
33	設備投資を行う工場と本社とで管轄する経済産業局が異なる場合、どちらに申請すればよいか。	本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。ただし、設備の導入場所に当該申請について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合には、設備導入地を管轄する経済産業局または総合通信局に御相談の上、申請いただくことも可能です。
34	複数の事業者が共同で事業を行う場合、いずれの事業者の本社所在地を管轄する経済産業局に申請すればよいか。	複数の事業者のうち、主となる事業者の本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。共同して事業を実施する場合には、まとめて一つの申請書を経済産業局及び総合通信局に申請していただく必要があります。なお、他者からデータの提供を受けるのみであれば、「社外データとの連携」として1社単独の事業計画として申請していただくことを想定しています。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(7)

No	質 問	回 答
35	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の策定段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階まで至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額策定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。したがって、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限られるものではありませんので、投資利益率の分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料とすることで足りるものとしています。
36	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。また、最終的な金額が5,000万円を下回った場合にはどうなるか。	投資設備に変更が生じた場合には、計画変更の手続きを行っていただき認定を受けることで、税制措置を受けることができます。なお、最終的に税務申告する際、事業計画に係る取組に必要な設備の合計額が5,000万円を下回った場合には、当該年度の税務申告では税制の適用を受けられません。
37	認定された計画に対するフォローアップは必要か。また、生産性向上目標要件の不履行などの事後的な要件不適合による計画認定の取消は起こり得るか。	当該事業年度終了後に投資計画の履行状況を報告していただく必要があります。その結果、要件の不適合性が認められた場合には、認定の取消・公表を行う可能性があります。
38	生産性向上特別措置法に基づいて認定される事業計画は、最大何か年計画まで認められるのか。	最大で5年とする予定です。なお、計画の認定事務や課税の特例措置は2020年度末で終了します。
39	申請から認定の可否はどのくらいの期間で示されるか。	正式な申請から概ね1ヶ月以内を目途としていますが、余裕を持って御申請ください。

コネクテッド・インダストリーズ税制 Q&A(8)

No	質 問	回 答
40	課税の特例の対象となるソフトウェアとは、具体的にどういうことを言うのか。	<p>本税制の対象となるソフトウェアとは、これまで連携したことのない2種類以上の異なるデータを連携し、分析するために、継続的かつ一体的に管理するもので、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものとして、事業計画に記載されたものを取得又は製作することを言います。</p> <p>そのため、独立したアプリケーションソフトだけでなく、機械装置や電気計算機（PC等）に組み込まれているもの（OS、ミドルウェア、アプリケーションソフト等の区分なく一体として機能するものなど）であっても、上記機能を有するものであれば該当します。ただし、クラウドサービスによって利用するシステムなどは該当しません。</p> <p>個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、本社所在地を管轄する経済産業局又は総合通信局にご相談ください。</p>

コネクテッド・インダストリーズ税制のHPはこちら↓

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html